



行政文書の誤廃棄について

神戸運輸監理部が保有する行政文書の一部を誤廃棄した事案が確認されましたので概要をお知らせします。

本事案は国土交通行政に対する信頼を失うものであり、深くお詫びいたします。

原因については、職員が行政文書の廃棄にあたり十分な確認を怠ったことにあり、今後、このようなことがないように行政文書の厳正な管理による再発防止に努めてまいります。

1. 事案の概要

○令和5年8月29日、兵庫陸運部において保存期間（2年）が過ぎた保安基準適合証をシュレッダーで細断処理していたところ、誤って保存期間が過ぎていない保安基準適合証313枚を細断処理した。

※保安基準適合証：継続検査に係る申請書類の一部で、指定整備工場が保安基準に適合していることを認める書類

2. 経緯・原因

○廃棄対象書類をまとめて箱に入れ、細断処理を実施していたが、箱の近くにあった書類を廃棄対象と誤認、細断処理に至った。

○細断処理においては、書類の日付を確認しつつ実施していたが、当該書類の細断時には確認を失念し、途中で「令和5年」という文字に気づき、直ちに作業を停止した。

3. 誤廃棄による影響

誤廃棄した保安基準適合証については、全て継続検査に係る手続きが終了しており、申請者への影響は無い。

4. 再発防止対策

○廃棄処分すべき文書を複数人で確認し、他の文書と混在しないよう確実に分離する。

○シュレッダーを申請書類仮置場に置かないこととする。

配布先
兵庫県政記者クラブ

問い合わせ先
神戸運輸監理部 兵庫陸運部 担当： 山名 、堀本 電話：078(453)1106 ※音声の流れたら「9」